

## 砂川市地域包括ケアネットワークシステム運用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、砂川市地域包括ケアネットワークシステム運営協議会（以下「協議会」という。）が運営する砂川市地域包括ケアネットワークシステム（以下「ネットワークシステム」という。）の安全かつ円滑な運用及びネットワークシステムで利用する情報を適正に管理するために必要な事項を定めるものとする。

### (入会及び退会)

第2条 協議会に会員として入会しようとする者は、砂川市地域包括ケアネットワークシステム運営協議会入会申込書（別記第1号様式。以下「入会申込書」という。）により申し込むものとする。

2 会員が協議会を退会しようとするときは、砂川市地域包括ケアネットワークシステム運営協議会退会届出書（別記第2号様式）により届け出るものとする。

### (利用の休止)

第3条 会員は、砂川市地域包括ケアネットワークシステム利用休止届出書（別記第3号様式）により、任意に利用を休止することができる。

### (会員情報の変更)

第4条 会員は、入会申込書の内容に変更があったときは、砂川市地域包括ケアネットワークシステム会員情報変更届出書（別記第4号様式）により、届け出るものとする。

### (運用管理者)

第5条 協議会に運用管理者を置き、会長が指名する。

### (運用管理者の責務)

第6条 運用管理者は、ネットワークシステムの運用、機密保持及び情報管理に関し責任を有する。

2 運用管理者は、ネットワークシステムを利用しようとする者に対し専用の利用者識別番号（以下「ユーザーID」という。）及び暗証番号（以下「パスワード」という。）を付与し、又は取り消すことができる。

### (情報の管理)

第7条 運用管理者の管理の対象となる医療又は介護に関する情報（以下「医療情報等」という。）は、ネットワークシステムを介して送受信される全ての個人情報とする。

2 医療情報等を利用する場合は、患者又は介護サービス利用者（以下「患者等」という。）に本事業の目的等を十分説明し、砂川市地域包括ケアネットワークシステム同意書（別記第5号様式）を取得

しなければならない。

- 3 医療情報等を利用できる期間は、患者等より砂川市地域包括ケアネットワークシステム同意撤回届出書（別記第6号様式）による届出があるまでの間とする。
- 4 患者等より同意を得た医療情報等は、利用しない期間が継続して24月を経過した場合、利用することができない。

（管理責任者）

第8条 会員は、ネットワークシステムの安全な管理及び運用の責任者として、ネットワークシステムを利用する施設毎に管理責任者を配置し、その管理責任者の氏名等を協議会へ届け出るものとする。

（管理責任者の責務）

第9条 管理責任者は、施設内のネットワークシステムの管理及び運営に関し責任を有する。

- 2 管理責任者は、施設内のネットワークシステムの管理及び運営に関し法令等に違反する事実があることを発見した場合には、事故等発生状況報告書（別記第7号様式）により速やかに協議会に報告しなければならない。

（利用者）

第10条 利用者とは、会員のうち、ユーザーID及びパスワードを付与されてネットワークシステムを利用する者をいう。

- 2 利用者は、管理責任者を兼ねることを妨げない。

（利用者の責務）

第11条 利用者は、ネットワークシステムを利用するに当たり、この運用規程のほか、著作権法（昭和45年法律第48号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令等を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、情報セキュリティの適正な管理に努め、ユーザーID及びパスワードを利用者本人以外の者に利用させてはならない。
- 3 利用者は、ネットワークシステムに接続する端末にウィルス対策ソフトを導入し、常に最新のウィルス定義に更新しなければならない。
- 4 利用者は、ネットワークシステムを通じて知り得た情報を、砂川市地域包括ネットワーク運営協議会設置要綱（平成27年訓令第 号）に定める目的以外に利用してはならない。

（機器の管理）

第12条 利用者は、協議会が別に定めた機能を備えたコンピューター端末等（以下「端末装置」という。）を用い、ネットワークシステムを利用するものとする。

- 2 前項の端末装置、その他ネットワークシステムの利用に必要な設備は、利用者が自ら適切に設置、維持、保守するものとする。

(利用時間等)

第 13 条 ネットワークシステムの利用は、常時可能とする。

- 2 運用管理者がネットワークシステムに必要な保守作業を行うときは、管理責任者に事前に通知した上で運用を停止することができる。ただし、緊急その他会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(機能の変更等)

第 14 条 運用管理者は、ネットワークシステムの良好な運用を維持するために必要なときは、ネットワークシステムに関する機能を変更し、又は停止することができる。

- 2 前項の規定によりネットワークシステムに関する機能を変更又は停止するときは、管理責任者に事前に通知するものとする。ただし、緊急その他会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(負担金)

第 15 条 会員がネットワークシステムを利用するときは、協議会が定めた負担金を会長が指定する期日までに納入しなければならない。

- 2 負担金の納入方法は、1 回払とする。
- 3 年度の中でネットワークシステムの利用を開始したときの負担金の額は、開始した日の属する月から月割をもって算定した額とする。
- 4 既に納入した負担金は返還しない。ただし、会長が特に理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(運用規程の変更)

第 16 条 運用規程の変更は、理事会で取り扱い、総会で決定するものとする。

(その他)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。ただし、緊急その他会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 20 日から施行する。